

ウォーターニュース 尼崎/平成11年1月/尼崎市水道局/〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 ☎06(6489)7402

水道管も寒さが大敵です

■水道の冬じたく

外気温が-4℃以下になると防寒の不完全な水道管は、凍ったり、破裂することがあります。次のような水道管は特に注意が必要です。

- 1.むき出しになっている水道管
- 2.北向きにある水道管
- 3.風あたりの強いところにある水道管

◆凍って水が出ないとき

タオルをかぶせてぬるま湯をゆっくり、まんべんなくかけてください。絶対に熱湯をかけないでください。熱湯をかけると、蛇口や水道管が破裂することがあります。



◆破裂したときの応急手当

水道管が破裂したときは、止水栓を閉め、すぐに水道局サービス課☎6489-7440またはお近くの指定給水装置工事業者に修繕をお申し込みください。



◆防寒のしかた



活発に動き出す“水道モニター制度”に大きな期待

■水道モニターQ&A

市民の皆さんの生きた声を水道事業運営に反映させることを目的として「水道モニター制度」を昨年5月に発足し、これまで施設見学や、意見交換会などを行ってきました。

今回は、水道モニターの皆さんからの寄せられた主な質問に対してお答えいたします。

Q:新聞やテレビでよく配水管の破裂のニュースを見ますが、尼崎市ではどのような対策をとっているのですか?

A:配水管の破裂は、水道水のムダになるだけでなく、浸水、交通遮断、断水、赤水など日常生活に大きな影響を及ぼします。

この破裂の原因は、主に交通の荷重負荷や管の老朽化などによるものです。配水管は古くなると、水の出が悪くなったり、水もれが発生しやすくなり、破裂の原因にもなります。

このため、水道局では古くなった配水管(耐用年数:約40年)を計画的に取り替える工事を行っており、材質も地震に強いものに切り替えています。また、万一破裂した場合、被害を



最小限度にくい止める体制を、24時間とっています。



Q:近頃、問題となっているダイオキシンの水道水への影響は?

A:猛毒で発がん性の原因となるダイオキシンは、極めて水に溶けにくく泥

などの濁りの成分に吸着する特性をもっています。

浄水処理の基本は、この泥などの濁り物質を取り除くことにあります。したがって、浄水処理された水道水には、ダイオキシンが含まれることはありません。

本市と同じ淀川に水源を持つ大阪府と阪神水道企業団が、水道水の水質調査をしています。いずれもダイオキシンを検出しておりません。

また本市では、昨年7月から高度浄水処理を導入しており、この処理過程

での活性炭がダイオキシン類の除去に優れていることから、更に安全性は高くなっています。

Q:災害に備えて、水道水の備蓄をしたいのですが、保存期間は?

A:光を通さないポリタンクで、保存期間は夏場で2~3日程度、冬場では1週間が限度です。

これ以上保存しますと、水道水の消毒用の塩素がなくなり、雑菌が繁殖するおそれがあります。



水はポリタンクいっぱい張っておいてください。

ポリタンクに水を入れた日を書いておくと便利です。

シリーズ「水道の歴史③」

前回までのおさらい

(創設から阪神水道企業団の誕生まで)

大正7年(1918年)10月に誕生した尼崎市の水道は、そのころ流行していた伝染病の予防や産業の発展に貢献しました。

その後、水道は順調に普及していききましたが、水源である神崎川の汚染が進んだことや、人口の増加に対応するため、淀川に新しい水源を求めた拡張事業が始まり、第1期拡張事業は昭和3年、第2期拡張事業は昭和14年に完成しています。また、昭和11年には阪神間の16市町村が集まった阪神上水道市町村組合(現:阪神水道企業団)の設立にも参加。同組合は、昭和17年から通水を始め阪神間の水道の普及に貢献しました。

終戦前後の尼崎市の水道とGHQの統治

阪神工業地帯の中核であった尼崎市は、昭和20年3月13日から8月15日の終戦までに計7回の空襲を受け、水道施設も多大な被害を受けました。破壊された給・配水管の復旧は



戦後の水道事業にとって最大の課題でしたが、財政難や資機材の不足・高騰が重なり、元の姿に戻るまでに4年もの月日がかかりました。

終戦まもなく、日本はマッカーサー元帥を司令官とするGHQの統治下に入りました。当時のわが国の衛生状態は入浴もままならないほど悪く、衛生管理を重視したGHQは水道の塩素消毒の強化を指示しました。この処置は戦後の日本の水道に塩素消毒を定着させ、水系伝染病の撲滅に大きな力を発揮しました。

また、地方財政法、地方公営企業法が相次いで制定され、水道事業などの公営企業の独立採算制による経営がスタートしました。



●第3期拡張事業工事中の神崎浄水場

高度経済成長への入口、昭和30年代の水道

GHQによる統治も昭和27年に終わり、「戦後からの脱却」が合い言葉になった昭和30年代。わが国の経済も本格的な上昇期に入り、工業の発展や都市部への人口集中による水需要が急激に増加し始めました。

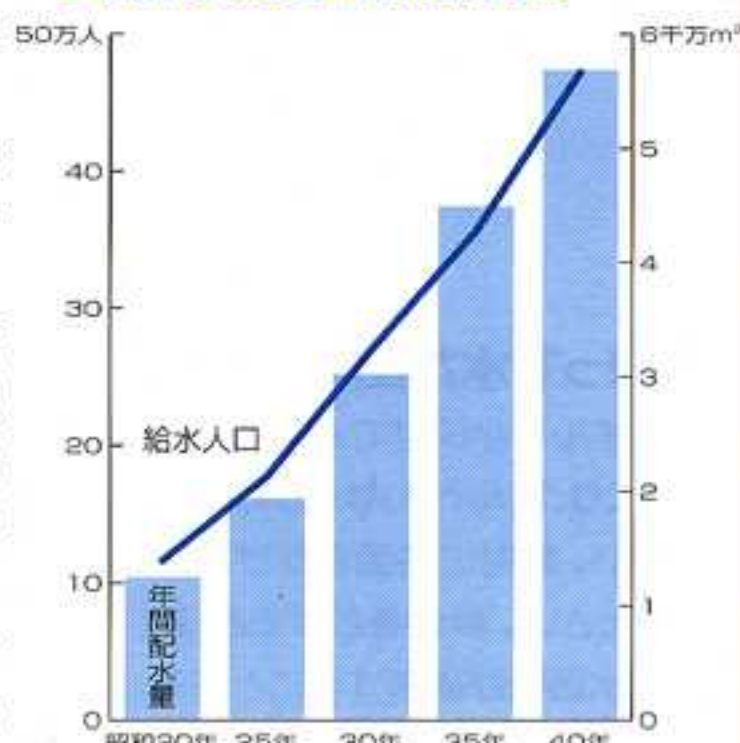
昭和31年には、水圧低下や一部地域では、時間断水が生じることもありました。

そこで、昭和33年度から37年度の5カ年を費やし神崎浄水場内の沈でん池、急速ろ過池や配水池の増設を主な事業とする第3期拡張事業を実施しました。

当時の水需要のひっばくは、大都市共通の問題であり、東京都などでは

昭和36年から東京オリンピックが開催された昭和39年の頃まで給水制限が常態化し、東京砂漠とまでいわれました。幸い京阪神地方は、琵琶湖の豊富な水源がこの時期の水需要を支え、一時的な断水はあったものの大きな水不足には至りませんでした。

■給水人口と年間配水量



悪質な業者にご注意

最近、水道などの修理業者のトラブルが発生しています。

「金額の説明のないまま作業を進め、夜間料金が加算されて数十万円を請求された」等の相談が、消費生活センターに多く寄せられています。

水道局が指定した指定給水装置工事事業者は、店内の事務所には指定証を、屋外には下記のカンパンを掲げています。



水道の故障と修繕

「給水装置」は個人の財産です。その修繕は、個人でやっていただくこととなりますが、建物の種類などにより修繕の申込み先が異なりますのでご注意ください。

表1

建物の種類	連絡先等	修繕の申込先
中高層住宅	管理人か家主に連絡してください。	指定給水装置工事事業者 尼崎市水道工業協同組合
一般住宅	賃貸住宅の場合は、まず家主に連絡してください。 (修繕が有料の場合は、その支払者を決めてください。)	サービス課 指定給水装置工事事業者 尼崎市水道工業協同組合

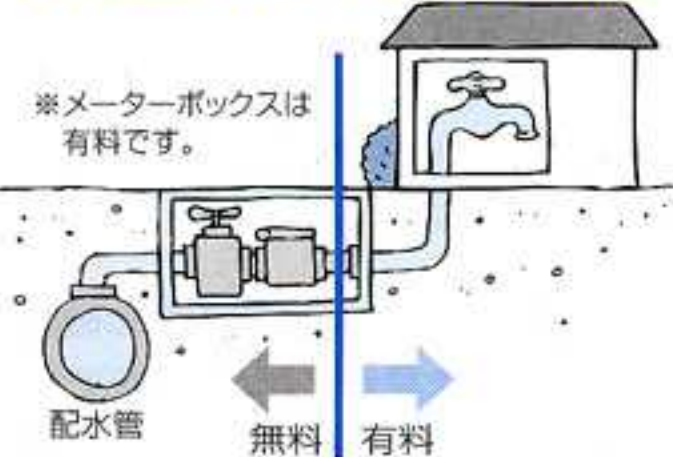
指定給水装置工事事業者は「くらしのガイドあまがさき」をご覧ください。水道局給水装置課(☎6489-7430)または尼崎市水道工業協同組合(☎6422-8211)へお問い合わせください。

なお、水道局サービス課(☎6489-7440)で取扱いできない修繕は、次のとおりです。

- ①湯水混合栓、湯沸かし器、温水器、特殊口金等の修繕
- ②水洗トイレの修繕

※古くなった水道管や床下にある水道管などは、修繕できない場合があります。(改造工事が必要です。)

●水道局が行う修繕の有料・無料の区分



依頼するときは

- ①問い合わせの電話をしたとき、出張費や夜間料金を確認しましょう。
- ②必ず先に見積もり書をもらいましょう。
- ③頼みもしない工事をしないよう立ち会って注意しておきましょう。

水道修繕のお申込みは

水道の修繕は、表1の区分にしたがい、水道局サービス課または水道局指定の指定給水装置工事事業者等へお申込みください。

お知らせ

平成11年4月からマンションなどへも直結給水が可能に

これまで、ビルやマンションへの給水は、水道局からお届けした水をいったん受水槽にためてから、ご家庭で使用いただく仕組みになっていました。

この方式に加え、平成11年4月からは使用者の方に給水管に増圧ポンプを取り付けていただき、10階程度までの建物に受水槽なしで直接給水すること(直結増圧方式)もできるようになります。

詳しくは、水道局建設課または給水装置課(☎6489-7460・7430)へお問い合わせください。

